

IAS19（1998年改訂）「従業員給付」（3）

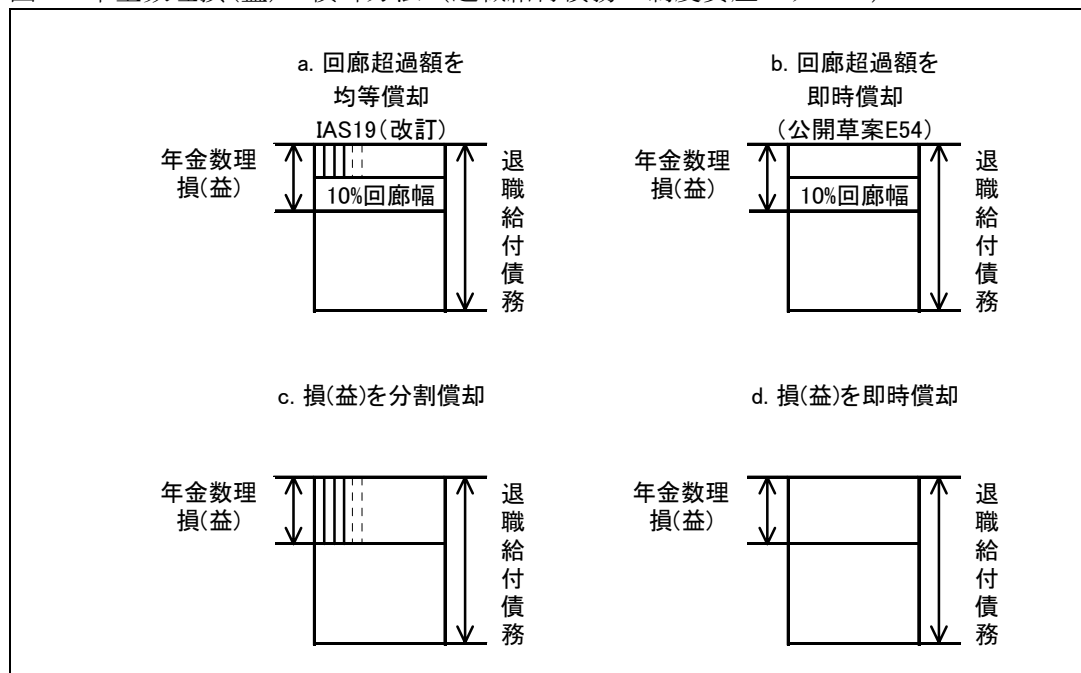
今回は、国際会計基準IAS19（改訂）の給付建て制度に関する会計処理の中で、制度資産の評価、年金数理損益、過去勤務費用の取り扱いについて説明する。

基金の保有する制度資産（Plan Assets）は、数理的評価（平滑化方式）ではなく、公正価値（Fair Value）により評価する。市場価格が入手できない資産の場合は、例えば、①その資産固有のリスクと、②その資産の満期や予想売却時期、を反映した割引率を用いて、キャッシュフローを割り引き評価する。

次に、年金数理損益（Actuarial Gains and Losses；基礎率の予測と実績の差額や、基礎率の変更による影響額）は、10%回廊幅（制度資産と退職給付債務の大きい方の10%）超過額を、従業員の予想平均残存勤務期間で均等償却する。ただし、体系的、継続的に適用するならば、より速い償却（例えば、回廊幅に関係なく、年金数理損益を全て即時償却）も認められている。

この年金数理損益に係る会計処理については、IASC理事会で、最後まで意見が交錯したが、結局、FAS87（米国の年金会計基準）と同様の回廊（Corridor；コリドー）アプローチに基づく均等償却額が、每期償却すべき最低限の金額になったのである（図1）。

図1 年金数理損(益)の償却方法（退職給付債務>制度資産のケース）



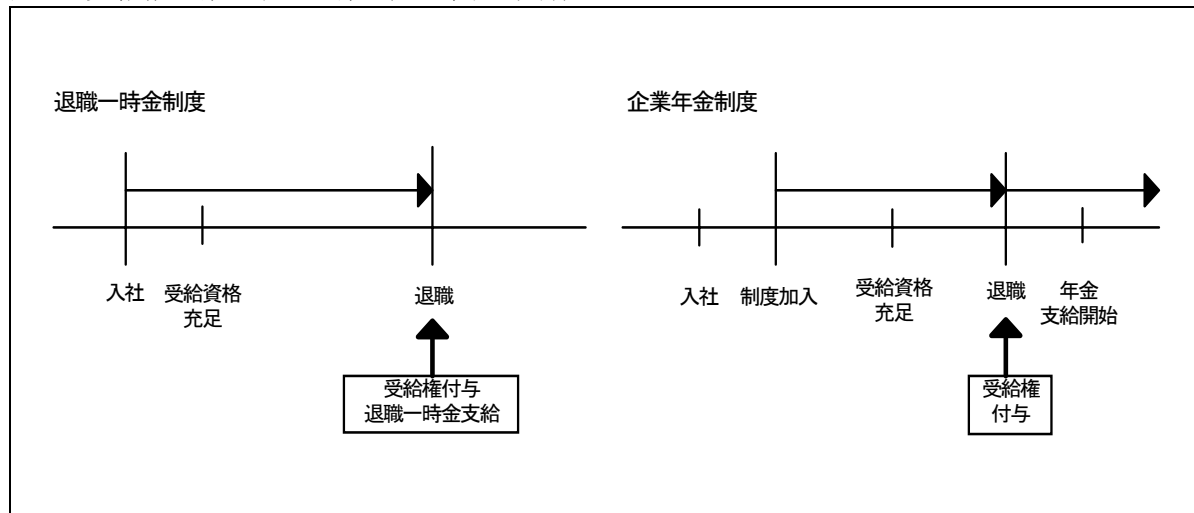
(注)a.の方法による償却額が、每期償却すべき最低限の金額。b.～d.のように、a.よりも大きい金額を継続的に償却する方法も認められている。

過去勤務費用 (Past Service Cost) については、例えば、新しく制度を導入したり、または既存の制度の給付改善を行った際に、その効果を過去の勤務に対応する給付部分に反映させる場合に発生する。わが国の年金財政上の「過去勤務債務 (Past Service Liability)」という言葉には、年金数理損益を含む場合があり、IAS19 (改訂) で定義されている過去勤務費用よりも、広い意味で使用されていることに、注意が必要である。

この過去勤務費用は、対象となる給付の受給権が確定するまでの平均期間で均等償却する。また、給付が既に確定している場合は、即時償却しなければならないが、「受給権が確定した給付 (Vested Employee Benefits)」については、IAS19 (改訂) で「将来の勤務を条件としていない給付」と定義されている。

ところで、わが国の退職一時金、企業年金で、法的に受給権が付与され、確定するのは、原則、退職時と考えられている (図2)。しかし、IAS19 (改訂) の「受給権が確定した給付」の定義に従えば、受給資格を充足している従業員に係る過去勤務費用については、即時償却の必要があるものと思われる。

図2 受給権が確定する時期 (わが国の場合)



今回は、当連載の最後として、企業が貸借対照表で認識すべき負債額の計算方法と、この会計基準を実際に適用した場合の影響について解説する。